

霞翠地区まちづくり計画書 2025

よっち、たかっち、きもいっち！

～輝き、住みよい、活き活き カスイ～



令和 7 年 4 月

霞翠地区まちづくり協議会

1. 計画の目的

霞翠地区には、現在 781 世帯 1640 人の方が住んでいます。(令和 7 年 1 月 1 日住民基本台帳に基づく人口)高齢化率(65 歳以上)は 40.7%で、今後も上昇するものと予測されています。

また、生活スタイルや価値観の多様化など、社会状況は大きく変化しており、地域で抱える課題も以前に比べて複雑・多様化しています。

「私たちの暮らしている地域をより安全で住みよい、魅力あふれる地域にしたい。」これは私たちみんなの願いと共通の課題であり、自治公民館をはじめ老人会・青年会・婦人会・消防団・学校・PTA など、さまざまな団体が自分たちの地域をよくするために活動しています。

今後もさらに少子高齢化が進むと予測される中で、霞翠地区の活動の充実を図るために、地域住民が自ら考え、自ら行動し、将来に渡って自分たちの地域は自分たちで守りつくることが重要であるとの考えを基に、霞翠地区まちづくり計画書を策定します。

本計画は、今後、霞翠地区がどのような地域づくりを進めていくかについて、住民の意見を反映しながらさまざまな観点で見つめ直し、具体的な地域づくりについて事業計画に盛り込み、霞翠地区の更なる発展と霞翠地区住民一人ひとりが誇りを持って、安心して幸せに暮らすことができる市民主体のまちづくりの実現をめざし策定するものです。

2. 計画の期間

まちづくり計画の期間は 5 年としますが、まちづくり計画書における事業内容については、順次見直し改定を行うことで持続可能なまちづくりを推進していくこととします。

3. 霞翠地区の状況

① 地域の概要

霞翠地区は吉崎市北部に位置し、自然に囲まれた田園地帯です。史跡も数多く残っており、伝統文化も様々に継承されています。農業が中心で、米・アスパラガス等の農産物や畜産が主流となっており、品質でも高い評価を受けているところです。温和な土地柄で子ども達も素直で明るく成長しています。

しかしながら少子高齢化が加速的に進んでおり、高齢による離農や環境保全の担い手不足のため、耕作放棄地や空き家の増加が深刻になっています。

このような状況の中、地域課題解決へ向けて地域が協力し合い、住民が主体となった取り組みを進めていく必要があります。

② 霞翠地区の人口・世帯数の推移

	平成 28 年	平成 31 年	令和 4 年	令和 7 年
世帯数	826	837	822	784
人 口	2,025	1,936	1,837	1,648

資料；住民基本台帳（各年 1 月末）

③ 霞翠地区の行事・活動

- ・ 地域による合同運動会・スポーツ大会
- ・ 老人会による各種スポーツ大会
- ・ 道路除草作業・高枝伐採
- ・ 翠の会によるボランティア行事
- ・ 神社で行われる奉納相撲や伝統行事

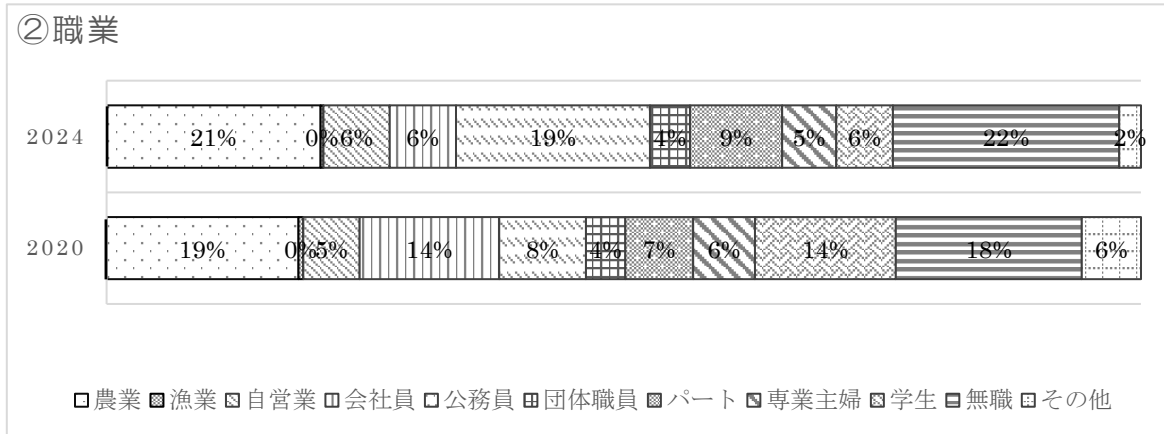
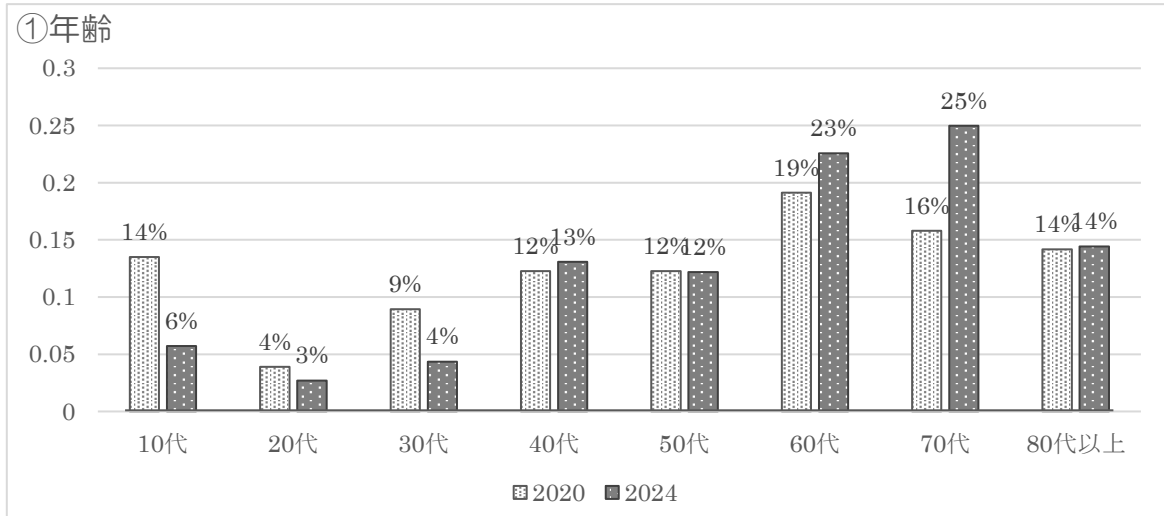
④ 霞翠地区の資源（文化・歴史・食べ物等）

- ・ 海、夕日、夜空の星、ホテルなどの豊かな自然
- ・ 仲良く助け合っていく住民の皆さん
- ・ 歴史ある神社が多い
- ・ 素直で明るい子ども達
- ・ 新鮮な農産物

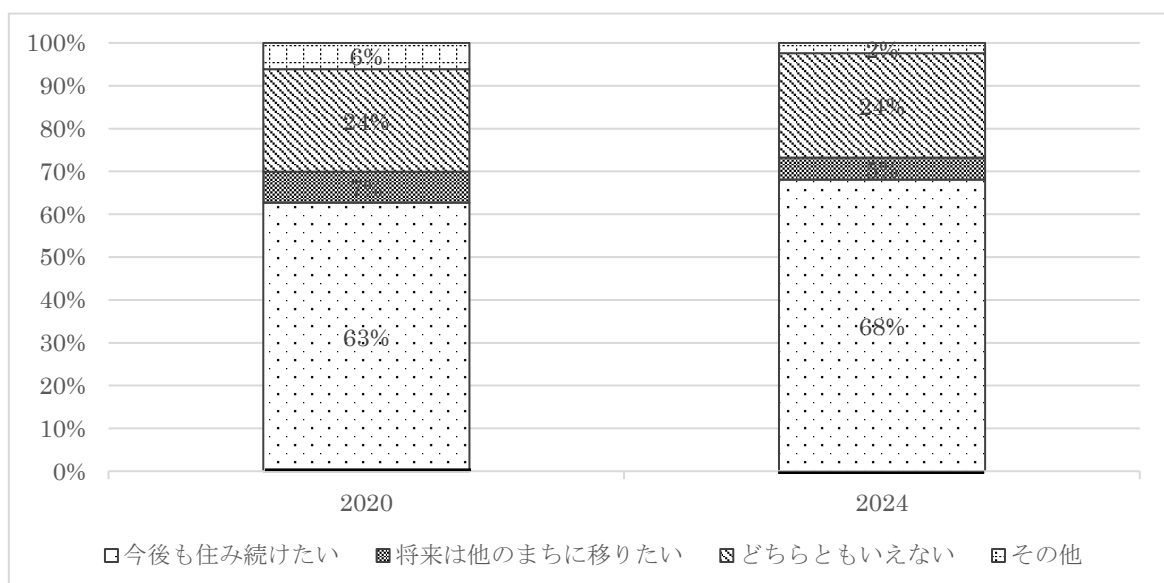
※住民アンケートの回答より抜粋

⑤ 住民アンケートの結果

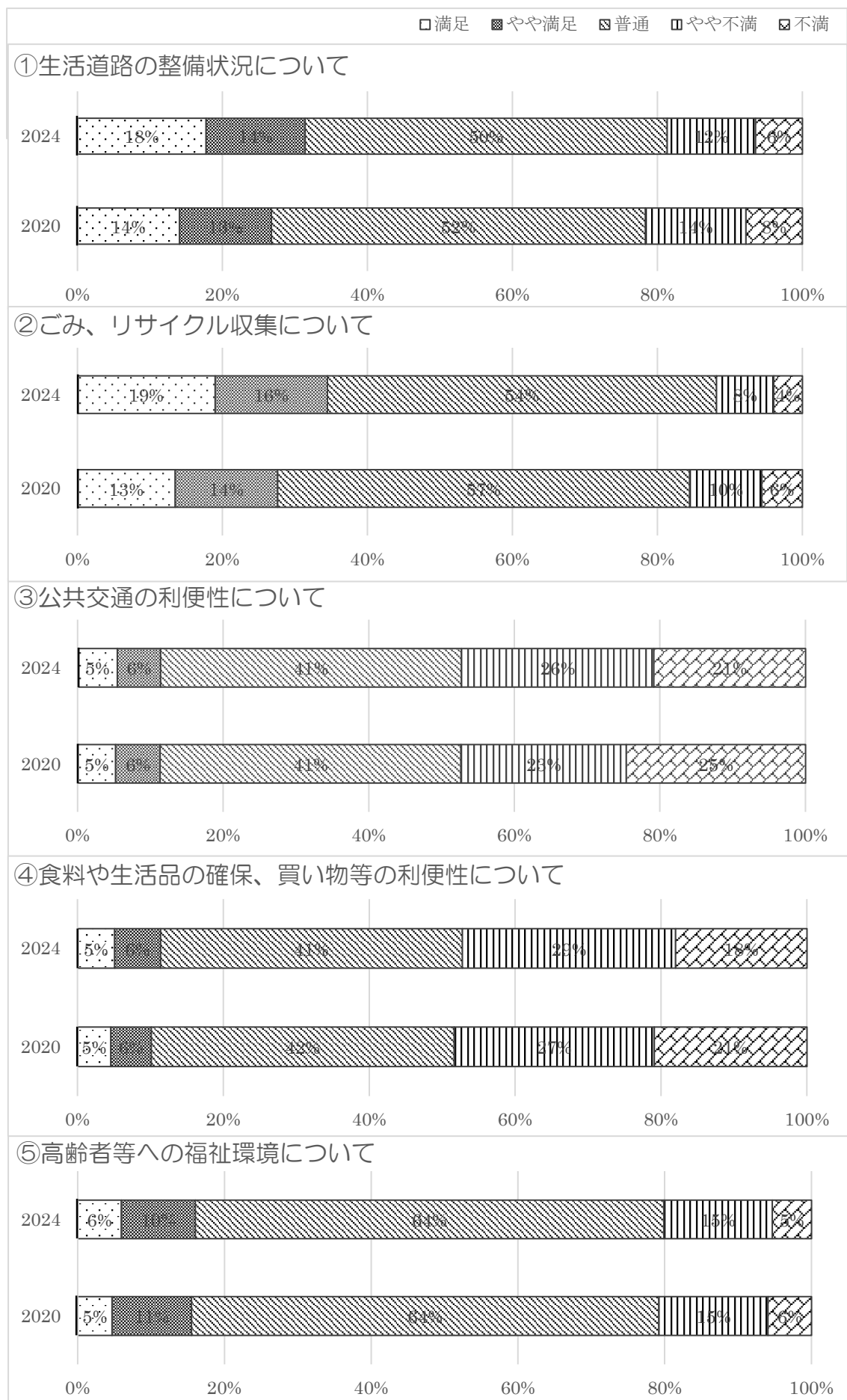
問1. あなたのことを教えてください。

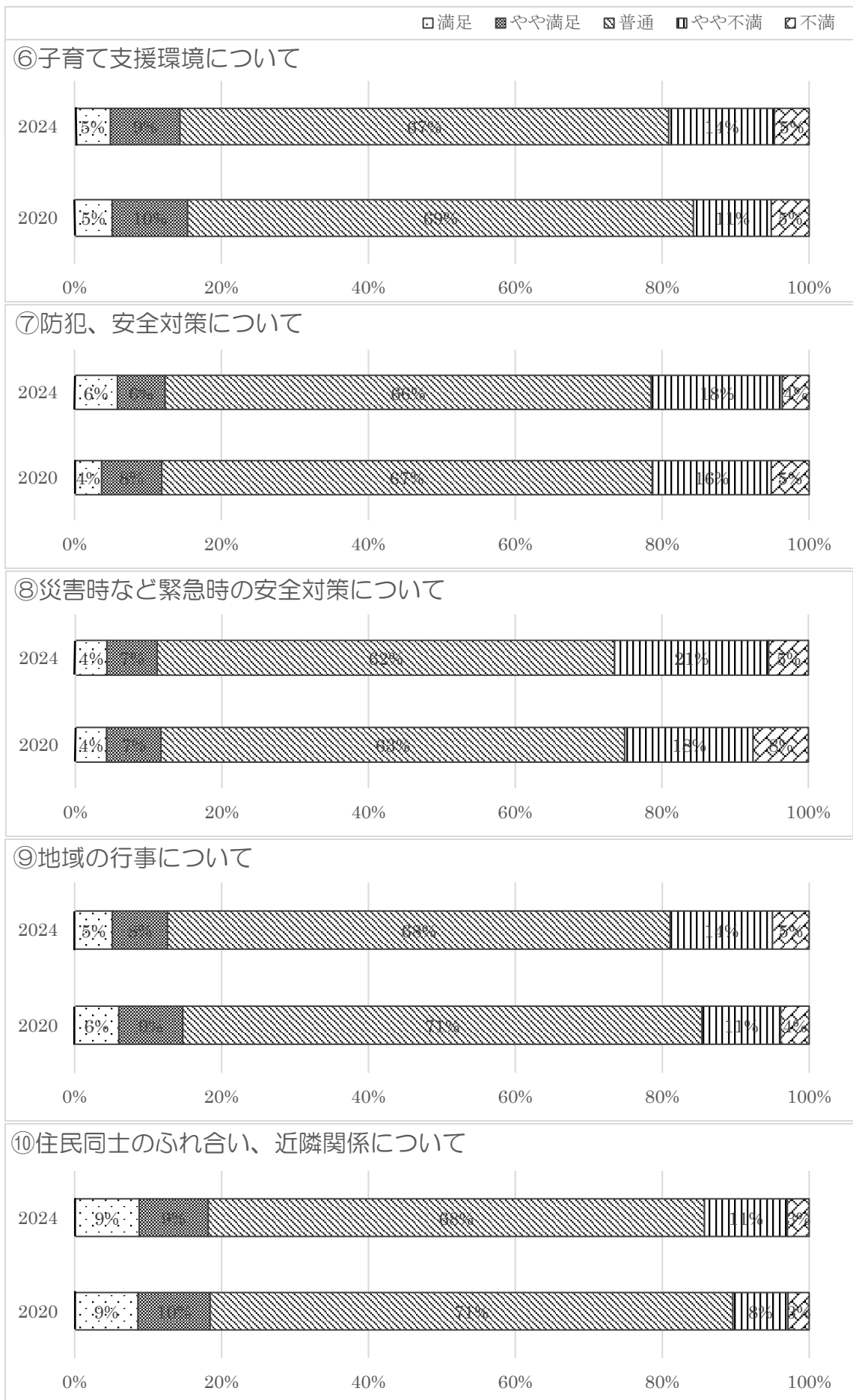


問2. あなたは、これからも霞翠地区に住み続けたいと思いますか。

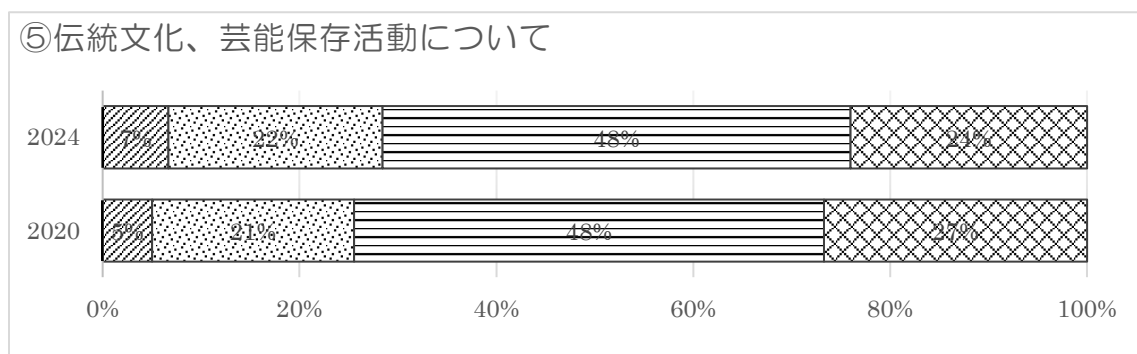
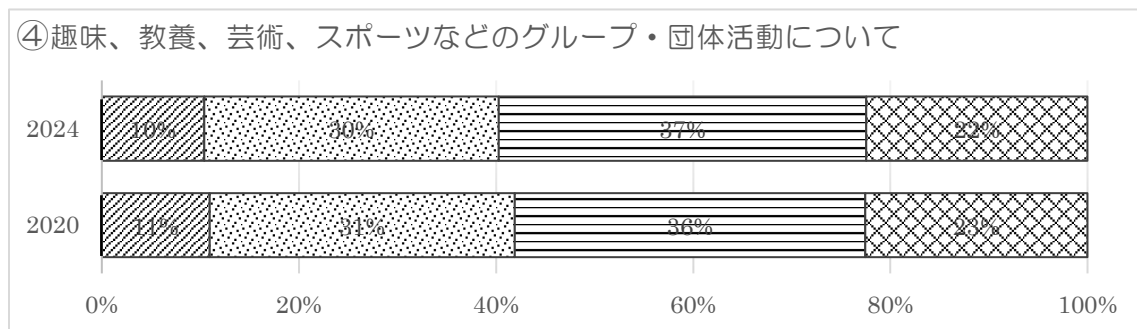
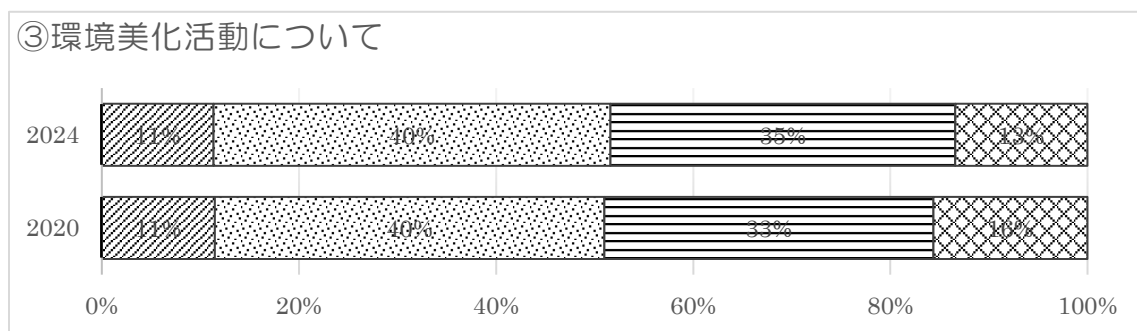
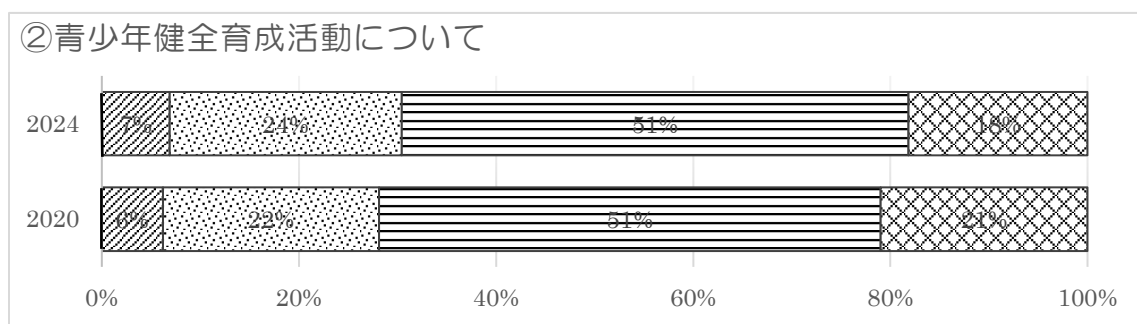
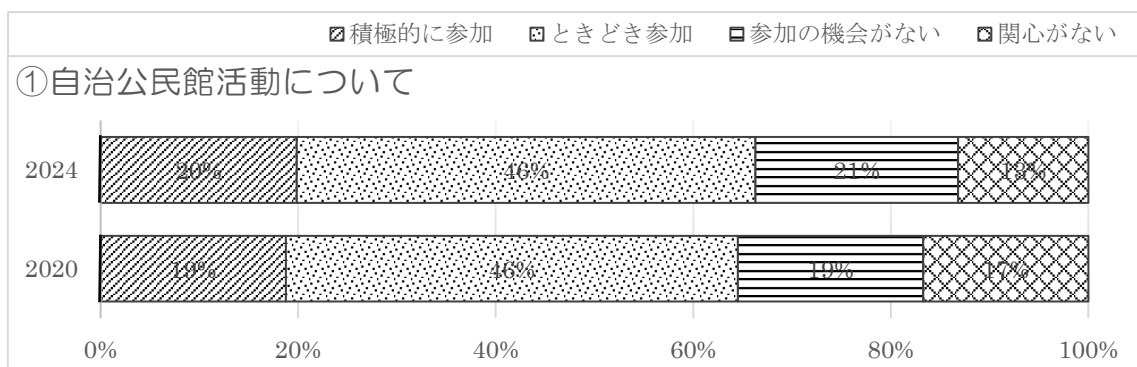


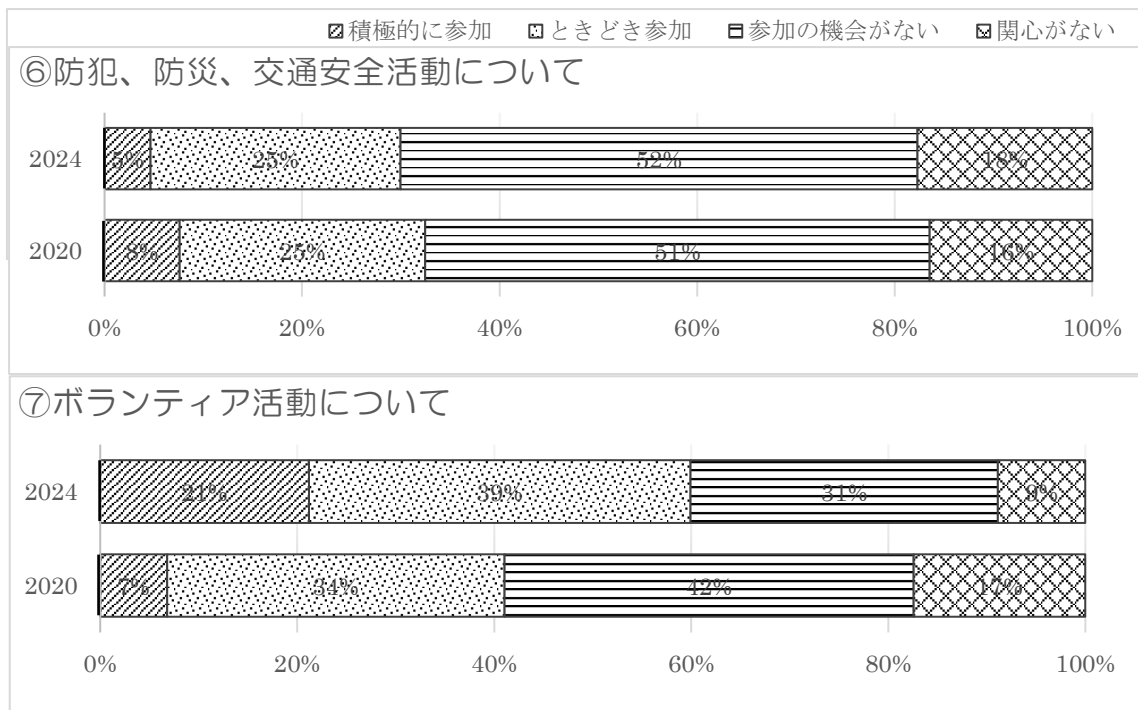
問3. あなたが感じている霞翠地区の現状について教えてください。



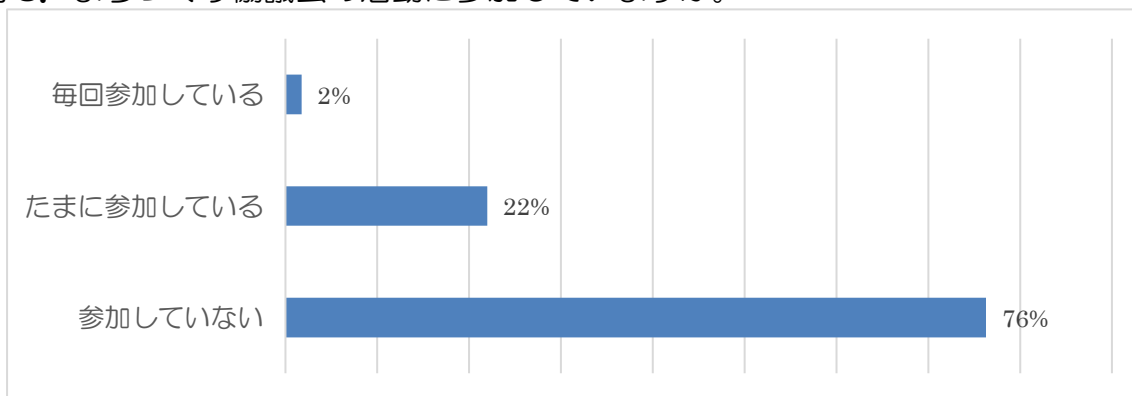


問4. 今後どのように地域活動に関わっていきたいですか。

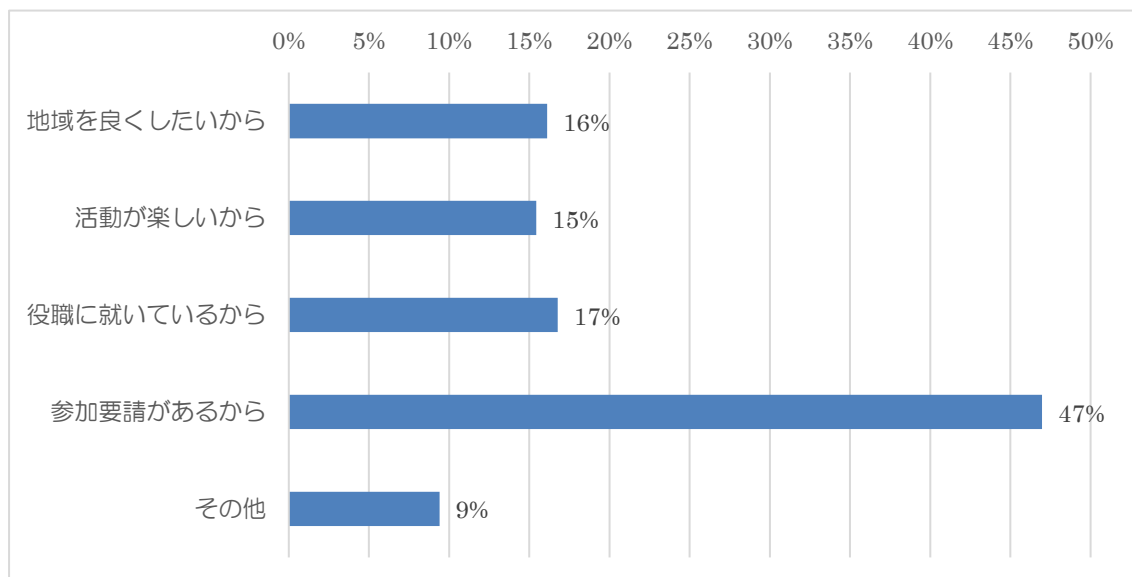




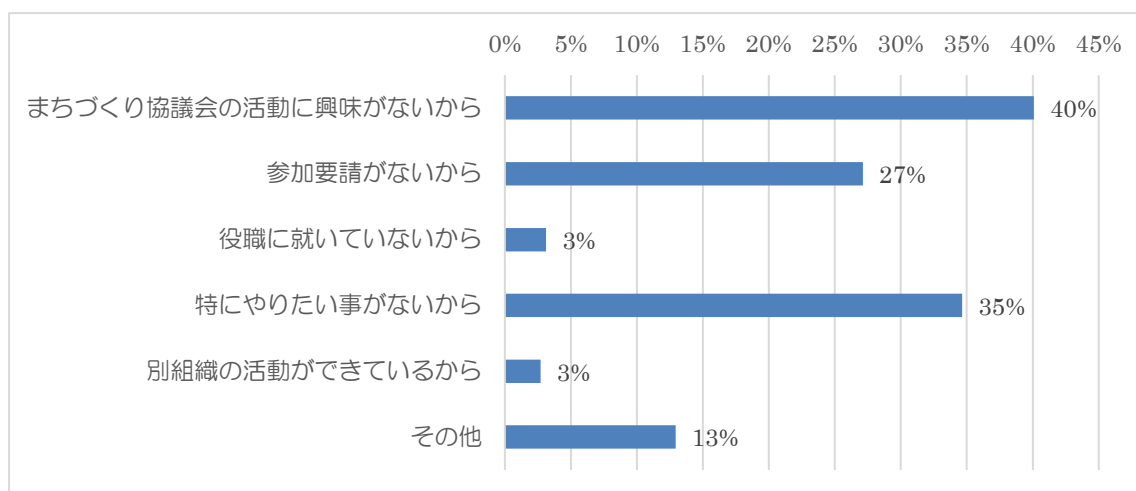
問 5. まちづくり協議会の活動に参加していますか。



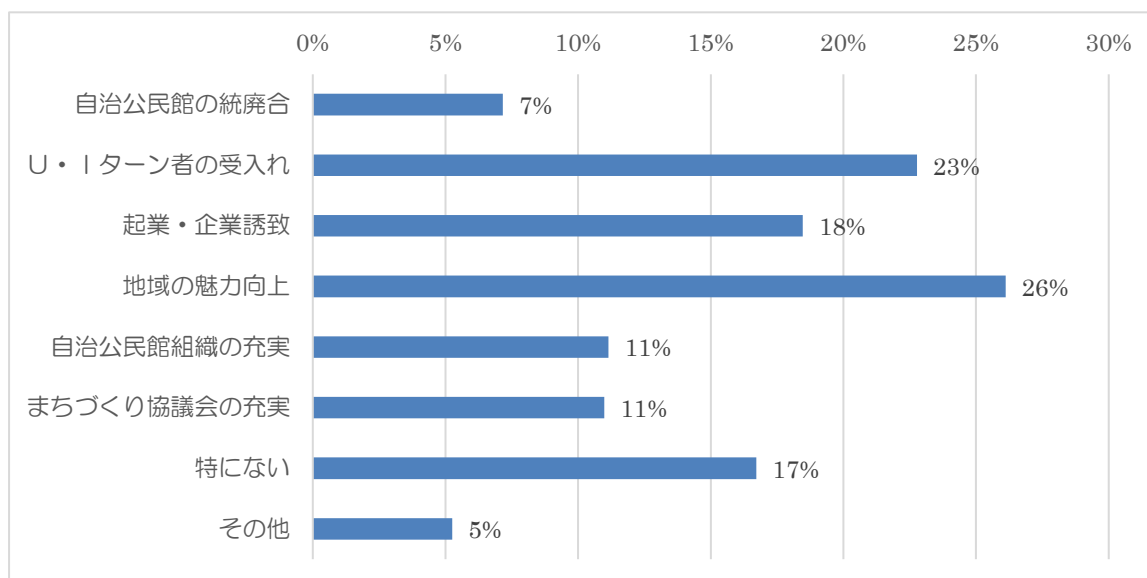
問 6. まちづくり協議会の活動に参加している理由は何ですか。



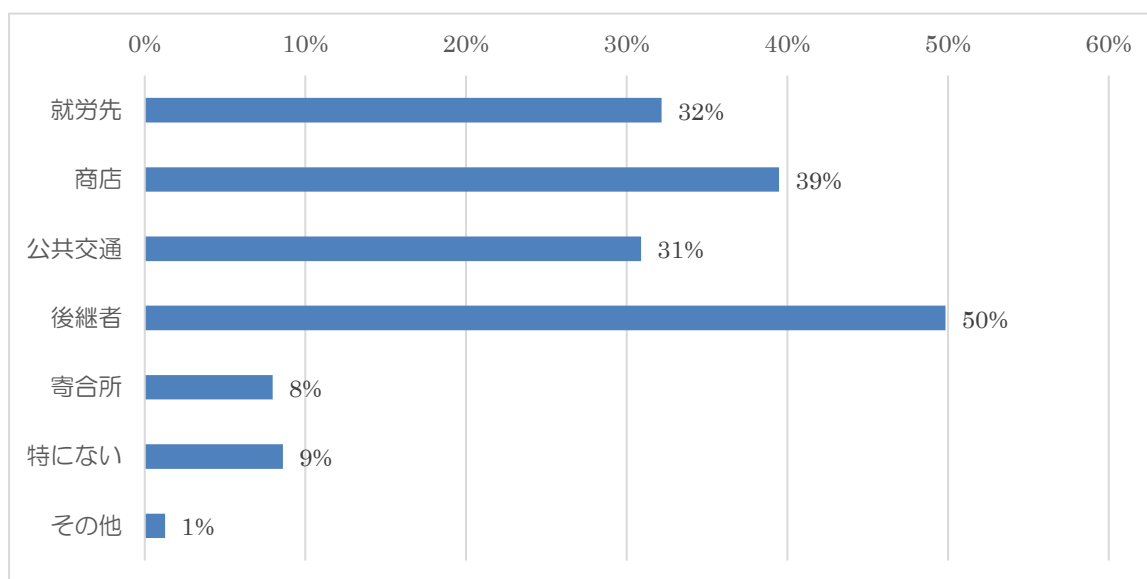
問 7. まちづくり協議会の活動に参加していない理由は何ですか。



問 8. お住まいの地域を持続させるために必要なことは何ですか。



問 9. お住まいの地域に不足しているものは何ですか。



問 10. お住いの地域で未来に残したいものは何ですか。

- ◇人が優しい、助け合う、地域行事等に積極的に参加するといった地域に関すること
- ◇海や夕日などの美しい景観や田園風景といった豊かな自然に関すること
- ◇子ども達や学校に関すること
- ◇神社や史跡をはじめとする歴史に関すること
- ◇米や畜産などの食・農に関すること
- ◇地域の文化・伝統、地域行事に関すること

等々72件の未来に残したいものをあげていただきました。

問 11. お住いの地域の自慢は何ですか。

- ◇地域のまとまりや人の優しさに関すること
- ◇地域付き合いや気軽にあいさつを交わせる地域性に関すること
- ◇百姓源三をはじめとする文化・歴史遺産に関すること
- ◇地域に関わる神社の祭事等に関すること
- ◇子ども達の素直さや向学心、霞翠小学校に関すること
- ◇災害が少なく暮らしやすい地域であること
- ◇自給自足も可能な豊かな地域であること

等々58件の自慢できるものをあげていただきました。

アンケート調査（総括）

■域内の人口の変化について（問１）

吉崎市は将来の人口推移についての予測を公開していますが、この５年間当地区についても人口減少及び高齢化は進展しています。アンケート調査用紙の配布数は、前回（令和２年）が約１，５００※^１、今回が約１，０００※^２です。前は小学生以上を対象としましたが、今回は中学生以上としたので、その分を差し引いても年間相当数の人口減が起こっています。また、年代別では、３０～４０代を境界として、高齢者の割合が増加し若年者の割合が減少しています。

職業別では、公務員・無職の割合が大きく増加、会社員の割合の減少が顕著です。景気の動向や高齢化が背景とも推測されます。

※１ 住民基本台帳を基に算出した数です。

※２ 各公民館から実際に在住してある人数をあげていただいた数により算出した数です。

■霞翠地区に住み続けたいか（問２）

「住み続けたい」が増え「移りたい」が減少。約７割の人々が当地に住み続けたいと願っていて、その傾向が多少強まっています。

■地域の現状について（問３）

- ①生活道路②ゴミ、リサイクル収集については、普通以上の評価が約８割で前回と比べても評価が向上しています。
- ③交通の利便性④生活品確保、買い物の利便性については、若干の改善はあるものの、普通以上の評価は５割強に留まり依然として課題です。
- ⑤高齢者福祉⑦防犯、安全対策は概ね横這いでした。
- ⑥子育て支援⑧防災安全については、普通以上は８割程度ですが前回と比べると評価が低下しました。
- ⑨地域行事⑩ふれ合い近隣関係についても普通以上の評価が大半ですが前回と比べると低下しました。近年までコロナによる活動自粛が背景とも考えられます。

■今後の地域活動への参加について（問４）

- ①公民館活動②青少年健全育成活動③環境美化活動④趣味・教育・芸術・スポーツ等
- ⑤伝統文化・芸能保存⑥防犯・防災・交通安全⑦ボランティア

どの活動についても意識が向上していました。特に、ボランティア活動についてその傾向が顕著でした。ただし、参加の機会がないという意見の割合が多いのが課題としてあげられます。

■まちづくり協議会の活動について（問５～７）

概ね過半数に皆様にご参加いただいておりますが、まだまだ十分ではないと考えます。原因として、当協議会の活動が皆様に十分に周知できていないこと、活動していただいている方が関連団体の要請を受けてのことであり、広く地域の皆様に参加していただける活動が少ないことが挙げられると考えます。また、関心を持っていただけていない方も少なからずいらっしゃることから、より魅力的な活動内容について模索していく必要があると考えます。

■地域を持続させるためには（問８）地域に不足していること（問９）

地域に不足している事案の解決が地域の持続に繋がるという観点から、互いに相関が考えられる項目です。持続に必要なこととして「U・I ターン受け入れ」「起業・企業誘致」上位を占めることと、不足していることとして「就労先」「後継者」「商店」が上位を占めることが相関していると考えられます。また、「地域の魅力向上」と「後継者」も関連が深いものと推測します。当地域だけでなく本市をはじめ広く過疎に直面した自治体が抱える課題でもあります。当協議会でどう取り組むことができるのかが課題です。

■霞翠地区の自慢、残したいこと（問１０、問１１）

当地区の自然・伝統文化、住民の気質協力体制など多くのご意見をいただきました。同時に、皆様の地域愛の深さを改めて感じたところです。これを当協議会の原動力として生かしていきたいと考えます。

4. 霞翠地区の現状と課題

【現状】

霞翠小学校区は高齢化率が40.7%を超えており、市全体（39.3%）と比較しても高齢化が進んでいる地域です。また、高齢化に加え人口減少にも歯止めがかからず、耕作放棄地や空き家の増加、深刻な後継者不足など多くの課題を抱える地域です。

自治公民館をはじめとする地域内の各団体は、それぞれでこの現状に対応しながら活動が続けていますが、継続が困難なものも少なからず出てきています。

地域内住民は地域への思いも強く、協力的な人も多いのですが、それでも団体活動の継続、団体の維持すらも危ぶまれる状況となってきました。

【課題】

今後もさらに少子高齢化が進んでいくと思われます。また、全国的な過疎地同様に若者の流出に歯止めがきかず、後継者不足も深刻な状況です。高齢にともなう運転免許返納後の生活の足に不安を抱く住民も多い中、住民がいつでも安心して暮らせるまちづくりを図る必要があります。

また、人口減少による担い手不足によって各種行事や活動が縮小せざるを得ない状況になっており、地域の活力が失われつつあります。

同様に子どもの数も減少の一途をたどっています。次代を担う子どもたちが、「魅力ある地域」と思えるような取り組みがさらに必要だと考えます。「地域の子は地域で育てる」意識を地域住民皆で、さらに深めることが必要ではないでしょうか。

5. 霞翠地区のビジョン

よっち、たかっち、きもいっち！

～輝き、住みよい、生き生き カスイ～

これからの地域づくりは「協働から総働」へ移行していく必要があると言われていきます。地域住民みんなで（よっち、たかっち）積極的に（きもいっち）、霞翠地区がより一層住みよい地域になるように盛り上げていきましょう。

協議会設立当初より掲げているビジョンですが、地域内住民のみなさまに充分浸透しているとは言えない状況です。今後は機会あるごとに周知を図って、住民意識高揚に努めます。



6. 事業計画

この5年間で実現できたものを継承しつつ、よりよい方法を工夫していきます。
課題解決に向けての新しい取組みを研究して、対策を手掛けていきます。

総務部会【事業計画】

○事業内容

安全・安心のまちづくりのために、防災・減災対策に取り組みます。
防犯・交通安全対策に取り組みます。
自治公民館活動の支援に取り組みます。

○現 状

地球温暖化が原因と思われる大規模自然災害が急増している昨今、地域で協力し合いながら支援する体制が、組織的に確立されているとは言えない状況だと考えます。

各自治公民館も館員の減少や高齢化により、これまでの活動の継続が危ぶまれてきているようです。

また、学生の下校時や住民が夜間に出歩く際に、犯罪や交通事故への不安を感じている方も少なくないようです。

○課 題

様々な災害を想定した防災訓練を実施すると共に、霞翠地区の防災マップや避難経路の確認等を行い、防災意識の高揚を図る必要があります。

また、住民がいつでも安心して暮らせるまちづくりを図る必要があります。

○事業計画

具体的な防災対策の検討・訓練について、自主防災組織（公民館）・消防署・消防団と連携し、地域全体での取り組みを進めていきます。

通学時等の安全対策や環境整備を行います。

また、自治公民館の活動に対して少しでも支援ができるよう計画していきます。

- ・救急救命講習会
 - ・通学路の環境保全美化
 - ・道路維持作業効率化支援事業
- 他防犯・防災に関する事業、自治公民館の活動支援事業



地域づくり部会【事業計画】

○事業内容

地域が抱える問題を掘り起こし、暮らしやすく活気のある霞翠地区へ。

○現 状

当地区では、地域住民相互のコミュニケーション機会の減少、耕作放棄地や空き家の増加、深刻な後継者不足など、地域が抱える問題は多種多様化しています。地域内の各種行事も人口減少・少子高齢化による担い手不足のため、縮小や休止・廃止されているものも多く見受けられます。

○課 題

多種多様化する地域課題に向き合って、地域住民が安心して暮らせる、活気あるまちづくりを行う必要があります。「魅力ある地域」を目指す取り組みが、やがて地域の活気を呼び起こし、ひいては微力ながらも後継者不足対策の一助になるのではないかと考えます。

○事業計画

一昨年開催した「かすいまち協 秋まつり」（昨年は悪天候のため中止）は、約800人の来場者で大いに賑わいました。これは以前行われていた「大坂秋まつり」を復活させようという取り組みでしたが、多くの皆さんに喜んでいただけたようです。今後も継続して開催できるよう取り組みます。

また、地域の魅力発信として環境美化や地域の人・仕事の魅力紹介といった「暮らしやすく活気のある霞翠地区」へ向けた事業に取り組みます。

- ・かすいまち協 秋まつり
- ・花いっぱい運動奨励事業
- ・学生に向けた職業講話
- ・かすいどんぐり隊と共催のクリスマス会
- ・不要になった鯉のぼり掲揚
- ・他、地域住民相互のコミュニケーションの場づくり



活き吉岐健康部会【事業計画】

○事業内容

活き吉岐とした生活・健康的な心体作りを目指します。

○現 状

霞翠地区は高齢化率が40.7%となっており、市全体（39.3%）と比較しても高齢化が進んでいる地域で、独居や高齢夫婦のみの世帯も多く見受けられます。要因としては後継者や夫婦・子どもの人数割合が少ないことが考えられます。

また、近年では各公民館老人クラブの活動が以前ほど活発でなくなっており、中には解散した老人クラブもあります。

○課 題

高齢化が加速するなか、高齢になっても健康な生活をおくれるよう健康寿命の延伸に向けた取り組みがますます必要となっています。

また、情報交換の場ともなりうるコミュニティの場が不足しているため、気軽に集える場、独居や高齢夫婦になっても住みやすい地域づくりが必要です。

○事業計画

少子高齢化は今後もさらに進んでいくと思われます。そのような中、いつまでも健康で楽しみのある生活を持続できるように、健康寿命の延伸につながる事業や健康増進・社会教育・情報交換の為に、多くの人が参加しやすいコミュニティの場・交流事業に取り組めます。

- ・ 高齢者を対象とした配食サービス
- ・ ダムウォーキングコース整備
- ・ 健康講話
- ・ 高齢者や世代間交流の場作り
- ・ 子ども見守り
- ・ ウォーキング・ジョギング者向けのチラシ配布

霞翠っ子部会【事業計画】

○事業内容

学校、家庭、地域の協働により、霞翠っ子（霞翠地域内の子ども達）をよりよく育てていきます。

○現 状

当地域内には、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校があり、中学校までは全ての生徒が、また、吉岐商業に進学する生徒は高等学校まで、当地域で公教育を受けている市内でも希少な地域です。現在の子どもの親世代、祖父母世代もほとんどが当地域で学び育った人々であり、誰もが地域の歴史、文化、人柄を共有しています。そしてこれらの地域の良さを未来に残したいと願っています。

一方で、他の地域同様当地域においても人口の減少、少子高齢化が進んでいます。また、物質的な豊かさや情報ネットワークの進歩により生活の利便性は昔と比べ遥かに向上したといえます。しかし、かつては普通にできていた同世代及び異世代との交流は、人が減った故に難しくなりました。ネットワークの発達の子どもの情報発信力を高める一方で新たな危機をもたらしたり、対人コミュニケーション不足をもたらす面もあります。

○課 題

持続可能な地域社会をつくるためには、次代を担う子どもたちが、地域に愛情と誇りをもつことができる取り組みや大人のありようが課題です。そのためには、子育て世代だけでなく、学校・家庭・地域が相互に理解し合い協働し「地域の子は地域で育てる」意識を共有する必要があります。

○事業計画

子どもは、地域の宝です。子どもの健やかな成長は、家族のみならず地域全体にとってもかけがえのない喜びですし地域の活力の源となります。子どもたちの安全確保、声かけはもとより、地域の大人全員で子どもを育てることで、心身ともに健やかな子どもの成長につながります。学校、家庭、地域が協働し子どもを軸としたコミュニティの創出を目指した取り組みを行います。

- ・夏休み子育て支援「お兄ちゃん、お姉ちゃんとの勉強会」
- ・中学生サマースクール（勝本浦・鯨伏地区まちづくり協議会との共催）
- ・世代間交流スポーツ大会（グラウンドゴルフ）
- ・地域の伝統継承、学習（例：百姓源三の伝承、御柱、地区の祭など）
- ・他、子どもの安全対策・育成活動等

霞翠地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、霞翠地区まちづくり協議会（以下「協議会」という）と称し、事務局を「勝本町新城地区老人憩いの家」内に置く。

所在地 壱岐市勝本町北触 37 番地

(目的)

第2条 協議会は、霞翠小学校区内住民の福祉の増進、連携の強化を図り、各種団体と密接な連携を図りながら地域課題の解決に努め、市と協議会との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) まちづくり計画書の策定及び事業の実施
- (2) 地域課題の把握や情報の発信
- (3) 地域課題解決に向けての協議及び事業の実施
- (4) その他まちづくりに関する活動

(構成)

第4条 協議会は、次に掲げる団体等で構成する。

- (1) 霞翠小学校区内に居住している人
- (2) 霞翠小学校区内で働く人や学ぶ人
- (3) 霞翠小学校区内の事業者
- (4) 霞翠小学校区内のコミュニティ組織
- (5) 霞翠小学校区内の各種団体等

(守秘義務)

第5条 構成員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第2章 役員

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1 名 |

- | | |
|---------------|-----|
| (4) 会 計 | 1 名 |
| (5) 総務部会長 | 1 名 |
| (6) 地域づくり部会長 | 1 名 |
| (7) 活き壱岐健康部会長 | 1 名 |
| (8) 霞翠っ子部会長 | 1 名 |

(役員を選任)

第7条 役員（部会長を除く）は、運営委員会において選任する。

2 部会長に関しては、第15条3項による。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、協議会の事務を総括する。
- (4) 会計は、協議会の出納に関する業務を処理する。
- (5) 部会長は、部会の活動を総括し、事業の調整にあたる。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

(役員手当)

第10条 協議会は、次のとおり役員手当を支給する。

- | | |
|---------|-------------|
| (1) 会 長 | 100,000 円／年 |
| (2) 副会長 | 50,000 円／年 |
| (3) 会 計 | 30,000 円／年 |
| (4) 部会長 | 50,000 円／年 |

第3章 監事

(監事)

第11条 協議会に監事2名を置く。

2 監事は、協議会の運営並びに会計業務を監査する。

第4章 会議

(会議)

第12条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 運営委員会

- (2) 役員会
- (3) 部会

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 第6条に規定する役員
 - (2) 各部会に属する各種団体等の代表者
- 2 運営委員会は、毎年1回定期に開催する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、必要があると認めるとき、又は第1項の構成者の半数以上の者から要求があったときは、臨時に運営委員会を開催することができる。
- 5 運営委員会の議長は、出席者の中から選出する。
- 6 運営委員会は、次の事項を議決する。
- (1) 規約等の制定、改正及び廃止に関すること。
 - (2) 協議会役員の承認に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、協議会が第2条に規定する目的を達成するための基本事項に関すること。
- 7 運営委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(役員会)

第14条 役員会は、第6条に規定する役員をもって構成し、協議会の運営について協議する。

- 2 役員会は、会長が招集する。
- 3 役員会の議長は、会長があたる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、役員会構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第15条 部会として次のものを置き、各所管に関わる事項を協議及び実践する。

- (1) 総務部会
 - (2) 地域づくり部会
 - (3) 生き老岐健康部会
 - (4) 霞翠っ子部会
- 2 部会は、下記の各団体の代表者、また会長が特に必要と認める団体の代表者をもって構成する。

部 会	構成員（団体等）
総務部会	自治公民館、地区公民館、消防団、自衛消防団
地域づくり部会	公民館体育部長会、勝本町婦人会、体育協会、交通安全協会、文化協会、農協青年部・女性部、商工会青年部・女性部
生き壱岐健康部会	社会福祉協議会、老人クラブ、民生委員児童委員協議会、障害福祉サービス事業者、医療機関(必要に応じて)
霞翠っ子部会	霞翠っ子育成協議会、小・中・高等学校・各PTA、青少年健全育成協議会

- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する部会構成員の互選により選任する。
- 4 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 5 部会長は、部会の検討経過及び結果について、役員会に報告するものとする。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議の運営）

- 第16条 運営委員会及び役員会は、各会議の構成員の2分の1以上の出席により成立する。部会は、各部会の判断に委ねる。
- 2 会議の議事は、出席者の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第5章 会計

（経費）

- 第17条 協議会の経費は、市からの交付金その他の収入をもって充てる。

（会計年度）

- 第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

第6章 雑則

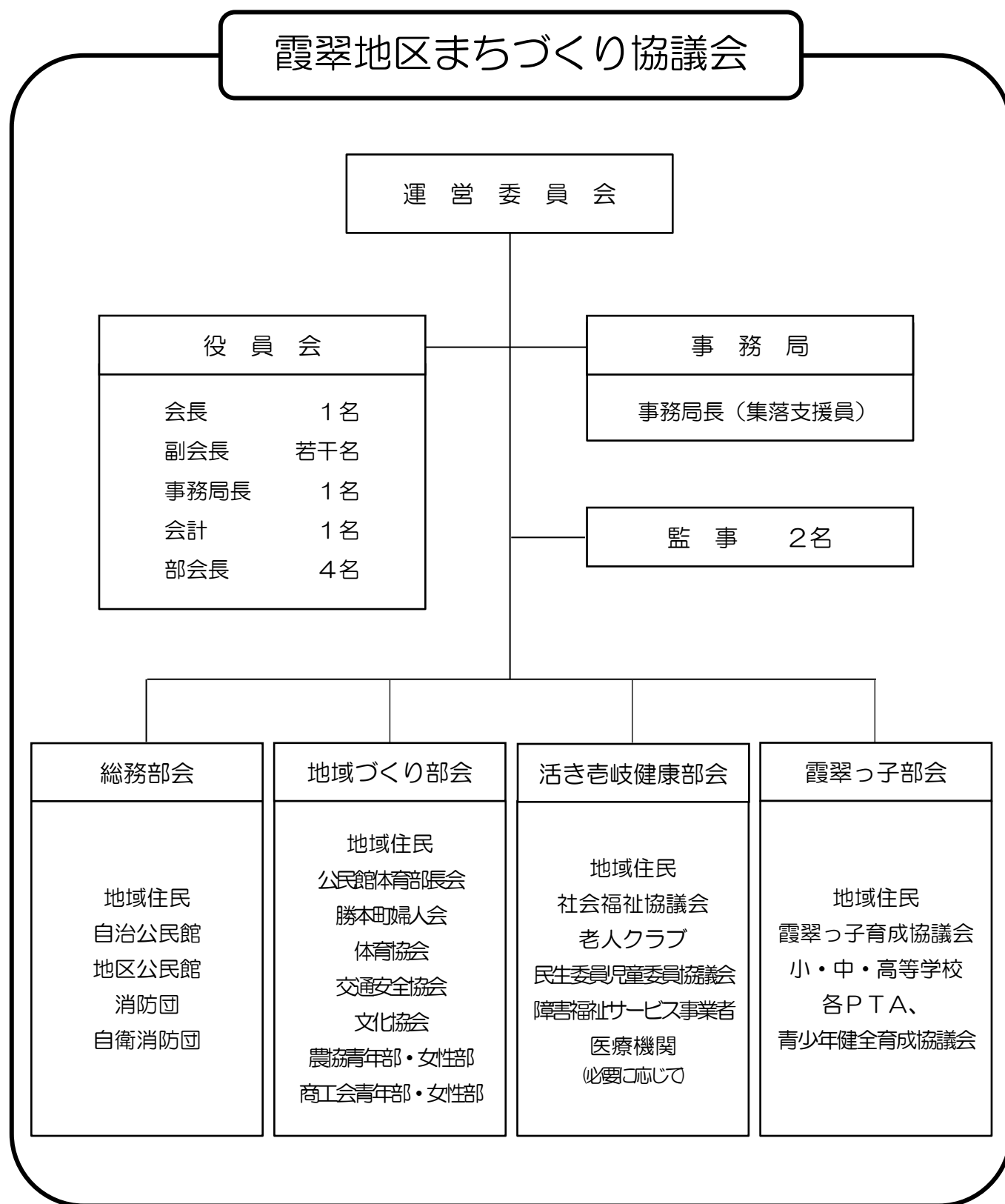
（その他）

- 第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、運営委員会に諮って、会長が定める。

附 則

- ・この規約は、令和2年4月 1日から施行する。
- ・この規約は、令和5年4月24日から施行する。
- ・この規約は、令和6年4月25日から施行する。

《霞翠地区まちづくり協議会 組織図》



霞翠地区まちづくり協議会

〒811-5513 長崎県壱岐市勝本町北触37番地

TEL 090-6770-1334 FAX 0920-40-0199

MAIL kasui011001@gmail.com